

第五節 福祉事業

(相談事業)

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
- 二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由

により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第四章 調査及び研究

(調査及び研究)

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病的治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、公益社団法人又は公益財団法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

（平一八法五〇・一部改正）

第五章 平和を祈念するための事業

(平和を祈念するための事業)

第四十一条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意

を表す事業を行う。

第二項 「政令」—令二一

第六章 費用

(都道府県の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用
- 二 第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

(国の負担等)

- 第四十三条** 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用（介護手当に係るものを除く。）を当該都道府県に交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県

- が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の一部を補助することができる。

注 第一項 「政令」—令二〇

第七章 雜則

(譲渡又は担保の禁止)

第四十四条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第四十五条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四十六条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別葬祭給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十七条 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生労働大臣（当該給付が都道府県知事により行われた場合にあっては、都道府県知事）は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(平一法一六〇・一部改正)

(戸籍事項の無料証明)

第四十八条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第四十九条 この法律の規定（第六条、第五十一条及び第五十二条を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(平一法八七・一部改正)

(再審査請求)

第五十条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者健康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県等が処理する事務)

第五十一条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一項は、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長が行うことととすることができる。

(平一法八七・平一法一六〇・一部改正)
注 「政令」＝令二二

(事務の区分)

第五十二条 この法律（第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。）の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一法八七・追加)

(権限の委任)

第五十三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(平一法一六〇・追加)
注 「厚生労働省令」＝規七六

(省令への委任)

第五十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚

生労働省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

注 「厚生労働省令」規

(罰則)

第五十三条 第七条に規定する健康診断、第九条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第十条第二項各号に掲げる医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十七条第三項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(国債の発行の日)

第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第

四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧原爆医療法」という。)

第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしてい る者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

2 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第三項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

(平二〇法七八・一部改正)

第五条 この法律の施行の際に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定によ り任命された日から、起算する。

第六条 旧原爆医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第十条第三項に規定する指定医療機関又は第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第十二条第一項の認定を受けた者とみなす。

第十条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。)は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二七年六月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症

十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給は、第二十四条第四項、第二十五条第四項、第二十六条第四項、第二十七条第五項及び第二十八条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

3 第一項の規定により第二十七条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかるわらず、その者が旧原爆特別措置法第五条第二項の認定の申請をした日から起算してその者につき同条第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第二十七条第一項に規定する要件に該当しなくなつた場合にあつては、その該当しなくなつた日)の属する月で終わる。

第十二条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請とみなす。

2 前項の規定によりこの法律による申請とみなされた申請により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者に係る平成

手当、健康管理手当及び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当とみなす。

（3）第一項の規定により第二十八条第三項ただし書の認定の申請とみなされた申請により同項ただし書の認定を受けた者に係る当該申請をした日の属する月の翌月から平成七年六月までの間の旧原爆特別措置法による保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額とする。

第十三条 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、前条第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七条第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八条に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十六条 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。
（健康診断の特例）

第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時の者の胎児であった者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被

（4）「政令」＝令附則二
（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（2）旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第七条に規定する健康診断及び第九条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十三条の規定を適用する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

注 「政令」＝令附則三

附 則（平成八年法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則（平成九年法律第一二四号）
この法律は、介護保険法の施行の日〔平成一二年四月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則（平成二年法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則「中略」第百六十条、第百六十三条、第百六十

四条「中略」の規定 公布の日

二、六 「省略」

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの

行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 「省略」
(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附 則（平成一一年法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。
〔後略〕

1・2 「省略」
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

中央省庁等改革関係法施行法（平成一一年法律第一六〇

号）抄

第十六章 経過措置等

(処分、申請等に関する経過措置)

第二編 公衆衛生 第一章 保健

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の

処分若しくは通知その他の行為又は從前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののはか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律「中略」は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」第千三百四十四条の規定 公布の日

二 「省略」

附 則(平成一四年法律第一六二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、「中略」ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則「中略」第十四条「中略」の規定 平成十五年十月一日

二 「省略」

附 則(平成一六年法律第一五〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公社法の施行の日〔平成一五年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 「前略」附則「中略」第三十九条の規定 公布の日
- 二 「省略」

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成一四年法律第一六二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、「中略」ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則「中略」第十四条「中略」の規定 平成十五年十月一日

二 「省略」

附 則(平成一六年法律第一五〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社
団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八年法律第
五〇号)抄

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正に伴う経過
措置)

第三百十五条 前条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する
援護に関する法律第四十条第二項に規定する公益社団法人又は公
益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は
特例財団法人を含むものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりな
お従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に
よる法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔平成二〇年一
月一日〕から施行する。〔後略〕

第二編 公衆衛生 第一章 保健 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

附 則(平成一八年法律第八三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、「中略」ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則「中略」第一百三十一条から第百三十三条までの
規定 公布の日

二・三 「省略」

四 「前略」附則「中略」第九十七条から第百条まで「中略」の
規定 平成二十年四月一日

五・六 「省略」

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、
当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規
定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規
定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法
律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これ
に基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつて
した処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律
の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあ
るものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした
ものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年法律第七八号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二〇年政令第三八〇号で同年一二月一五日から施行〕

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、在外被爆者（被爆者であつて国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以下同じ。）に対して行う医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係るこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定の申請の在り方について検討を行い、その結果